

資料 2

橿原市環境総合計画

令和5（2023）年度～令和12（2030）年度

（案）

Kashihara City
Environment Master Plan

将来世代に自然豊かな橿原市を引き継ぐため
新しい環境総合計画を推進します。



この橿原の地では、古代には藤原京が栄え、今井町が「海の堺 陸の今井」と讃えられた中世、やがて市政が始まり現在にいたるまで、多くの人々が大和三山や豊かな自然とともに生活を営んできました。

近年、環境情勢は目まぐるしく移り変わっています。

かつての環境問題は、騒音や悪臭、廃棄物など地域に限られた範囲での問題といえばましたが、現在では、SDGsやカーボンニュートラル、海洋プラスチックごみへの対応等地球規模での対応を求められるようになりました。

橿原市環境総合計画は、橿原市の環境政策の基本的な方針を定める計画です。現行計画は令和5年3月末に終了するため、この度、新しい環境総合計画を策定いたしました。この計画に基づき、持続可能な橿原市を目指してまいりたいと考えております。

本計画の策定にあたり、数多くのご助言をいただきました橿原市環境審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

市民や事業者の皆様におかれましては、将来世代に自然豊かな橿原市を引き継ぐため、本計画の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

橿原市長 龜田忠彦

目次

第1章 計画の基本となる事項

1 新計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	3
3 対象範囲	4
4 計画期間	4

第2章 檜原市を取り巻く環境の現状

1 世界や国の環境対策と社会情勢	5
2 檜原市の現状	9

第3章 基本目標

1 総合計画における環境政策の目標	14
2 基本目標	14

第4章 施策

1 施策体系	15
2 施策	17
基本目標1 脱炭素社会の構築と気候変動への適応	18
基本目標2 循環型社会の促進	24
基本目標3 快適な生活環境と自然・歴史遺産との調和	30
基本目標4 環境活動、環境学習の増進	35

第5章 計画の推進

1 推進体制	38
2 進行管理	38

資料編

1 檜原市環境基本条例	39
2 策定の経緯	43
3 檜原市環境審議会	44
4 パブリックコメントの概要	46
5 用語解説	48

第1章 計画の基本となる事項

1 新計画策定の背景

橿原市環境総合計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ長期的な施策の大綱として、本市の総合計画に示す将来像を実現するための環境面における最も基本となる計画です。

本市では、平成25（2013）年3月に橿原市環境総合計画を策定し、将来世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるよう市民、事業者、行政が一体となって、これまで様々な施策を進めてきました。

令和4年度が現行計画の終了年度となっておりますが、その間環境情勢は急激に変化しています。世界では、地球環境の危機を反映してSDGsの採択やパリ協定の採択等、国際社会が一丸となって持続可能な社会の実現を目指しています。地球温暖化による環境への影響が顕著になっており、巨大台風や猛暑などの異常気象が世界各地で起こっています。そのほかにも、海洋プラスチックごみによる生態系への影響についての懸念といった過去には顕在化していなかった問題も多数指摘されています。また、感染症への対応や、デジタルトランスフォーメーションの進展等私たちの生活にも大きな変化が訪れています。

こうした背景の下、多様化し、また複雑化する環境情勢に対して総合的に対応するため、複数の課題を統合的に解決するというSDGsの考え方も活用し、新計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

橿原市環境総合計画は、橿原市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化への対策を含めた環境についての基本的かつ総合的な計画として定められるものです。本計画においては、環境政策における市の理念や方針について記載するものとし、目標等詳細事項については本計画に紐づく個別計画等に記載するものとします。

なお、策定にあたっては、国の環境基本計画、奈良県環境総合計画を参考するとともに、本市のまちづくりの基本的な方向と、各分野の行政経営の最上位の指針となる重要な計画である「橿原市第4次総合計画」を上位計画とし、関連する各種の行政計画と整合を図っています。

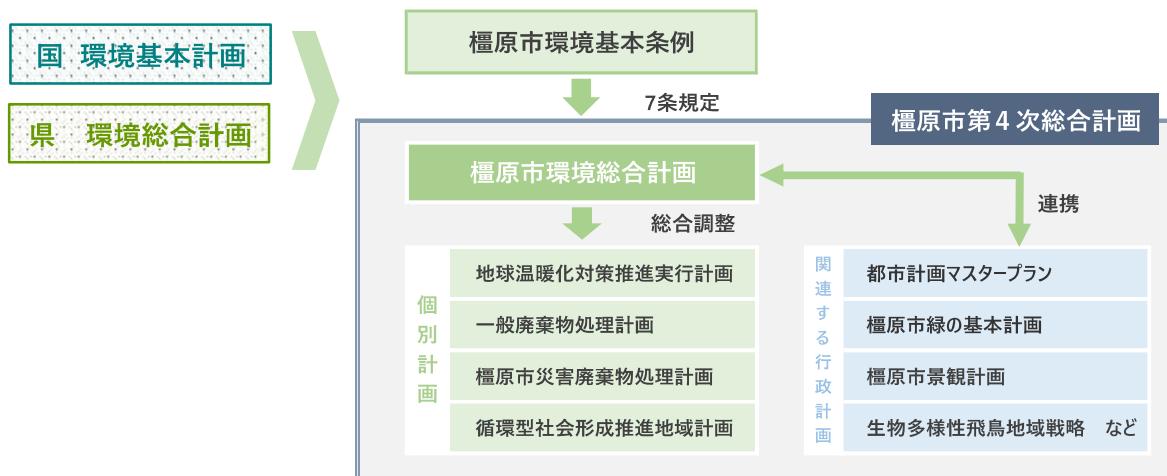


図1 橿原市環境総合計画の位置づけ

3 対象範囲

地球規模のものから地域レベルのものまで現代の環境問題に対応できるよう本計画では、対象範囲を次のとおり設定します。

環境の範囲	環境項目
地球温暖化	脱炭素、気候変動への適応
循環型社会	廃棄物、リユース、リデュース、リユース、リサイクル
自然環境	水質、騒音、振動、悪臭、自然保護
環境意識	環境活動、環境学習

4 計画期間

政府は令和3（2021）年4月に、2030年度において、温室効果ガスを46%削減（2013年度比）を目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

このことを考慮して、本計画の期間は、令和12（2030）年度を目標年度とした令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。近年の環境情勢は激動していることから、本市を取り巻く環境の状況や国内外の動向等を踏まえ、必要に応じた見直しを実施します。



第2章 檜原市を取り巻く環境の現状

1 世界や国の環境対策と社会情勢

持続可能な社会

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されています。



環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性の保全等の目標が設定され、これらの目標の達成に向け、政府のみならず、地方自治体や企業、団体、市民が協力・連携することが大切です。

出典:国際連合広報センターホームページ

図2 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

(2) 第五次環境基本計画

「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」及びパリ協定採択後の平成30（2018）年4月に初めて策定された環境基本計画で、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことを重要としています。そのため、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に連関しあう分野横断的な重点戦略を設定しています。

また、今後の環境政策について、「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出すること」等が重要であり、これらにより、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくものとしています。

地球温暖化

(1) カーボンニュートラル

平成27（2015）年11月～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、「パリ協定」が採択されました。本協定では、下記の点等が規定されています。

- ・ 産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求する。
- ・ 今世紀後半に人为的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする。
- ・ 今世紀後半に人为的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応に取り組む。

これらの実現に向けて、令和2（2020）年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅総理は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする“2050年カーボンニュートラル”脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

また、令和3（2020）年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取り組み・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正地球温暖化対策推進法）が令和3（2021）年5月26日に可決成立しました。

令和3（2021）年10月22日、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。改訂された地球温暖化対策計画では、新たな削減目標も踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

（2）気候変動への適応

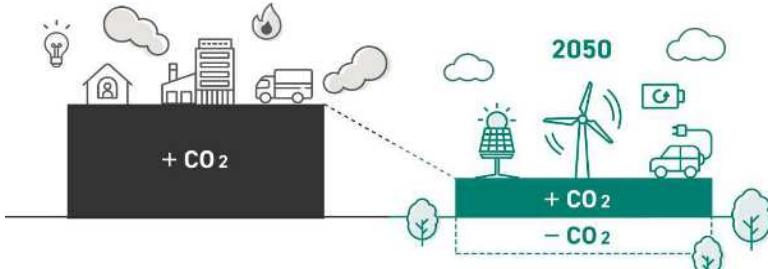
気候変動に起因する災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、平成30（2018）年には「気候変動適応法」が公布・施行されるとともに、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。気候変動の影響は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等によって地域ごとに大きく異なることから、同計画では、基盤的施策の一つとして、「地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進」を掲げており、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進することとしています。

循環型社会

（1）4 R

国内においては、3Rの推進等により1人当たりの一般廃棄物の発生量や産業廃棄物の最終処分量は着実に減少しています。また、今後の人口減少により廃棄物の発生量は減少していくことが見込まれています。一方で、リサイクル率は、横ばいであるものの、リユース業界の市場規模は拡大していくと見られています。例えば、経済産業省が実施している「電子商取引に関する市場調査」によると、フリマアプリ、ネットオークションの市場は年々拡大していることがわかります。

また、減量化、リサイクルの従来の取り組みである3R（リデュース、リユース、リサイクル）について、近年ではRefuse（リユース...断ること）を加えた4Rを標榜する自治体も増えてきています。



出典 環境省脱炭素ポータル
図3 カーボンニュートラル



出典 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」
図4 日本のフリマアプリ、ネットオークション市場推計

(2) プラスチック資源循環

国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元（2019）年にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

令和3（2021）年6月には、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。

(3) 食品ロス

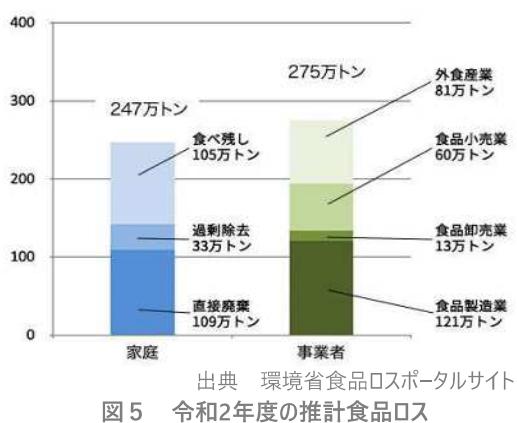


図5 令和2年度の推計食品ロス

本来食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食べ物、いわゆる食品ロスの発生が問題となっており、令和2（2020）年度では、約522万トンの食品ロスが発生したと推計されています。平成30

（2018）年に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国連の「持続可能な開発計画（SDGs）」を踏まえ、令和12（2030）年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められました。また、令和元（2019）年7月に公表された食品リサイクル法に基づく基本方針においては、SDGsも踏まえ、令和12（2030）年度までに、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする目標が新たに設定されました。

自然環境

(1) 海洋汚染

近年はマイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響も懸念されています。具体的な影響は必ずしも明らかにはされていませんが、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されています。北極や南極においてもマイクロプラスチックが観測されたとの報告もあり、地球規模の海洋汚染となっています。令和元（2019）年に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して令和32（2050）年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加国首脳間で共有されました。

(2) 自然保護

私たちの暮らしは生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っていますが、森林やサンゴ礁の消失など生物多様性の危機が地球規模でみられています。こうした中、平成22（2010）年10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10で、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという愛知目標が採択されました。採択から10年が経過した令和2（2020）年9月には、愛知目標の最終評価が公表され、愛知目標の60要素のうち、達成されたと判断できるのは全体の約1割に留まっていることが示されています。

令和3（2021）年6月に開催されたG7コーンウォール・サミットにおいて、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7・2030年自然協約」が採択されました。この協約においてG7各国は国内の状況に応じて2030年までに陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護すること（30by30）について約束しています。

環境意識

(1) E S D

様々な環境問題や社会問題などを解決し、持続可能な社会を実現していくためには、その担い手を育む学習・教育活動が必要となります。こうした教育活動は ESD（持続可能な開発のための教育）とよばれ、SDGsにおいても目標 4 に位置づけられています。

国内でも、平成29（2017）年3月に公示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領及び平成30

（2018）年3月に公示された高等学校学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。



出典 文部科学省ホームページ

図 6 持続可能な開発のための教育

社会情勢

(1) 感染症への対応

世界的な大流行となった新型コロナウイルスの影響により、我が国では、令和2（2020）年4月に緊急事態宣言が発出され、これまでにない日常生活の行動変容が求められました。「新しい生活様式」の定着を背景として、テレワークをはじめとする柔軟な働き方の普及が進み、また、イベントなど多数の人が集まる事業の在り方の見直しが必要となるなど、環境施策においてもその影響を注視し、適切に対応していくことが求められています。

(2) デジタルトランスフォーメーション

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できることなど様々な課題が明らかとなつたことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

「既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること」を意味するデジタイゼーション、「組織のビジネスモデル全体を一新し、クライアントやパートナーに対してサービスを提供するより良い方法を構築すること」を意味するデジタライゼーションは、DXの実現のために欠かせないステップといえます。

2 檜原市の現状

社会・経済状況

(1) 特性

檜原市は、昭和31年に市制発足後、大都市近郊のベッドタウンとして発展し、昭和50年代には人口10万人都市の仲間入りを果たし、その後も県下第2の都市として歩んできました。また、本市は良好な交通の利便性から、京阪神の通勤圏として発展してきた一方で、万葉の時代を偲ばせる大和三山がそびえ、藤原宮跡を筆頭に歴史文化遺産も数多く存在する等、豊かな自然環境に恵まれた都市です。

(2) 人口

国勢調査の結果では、本市の人口は平成12（2000）年頃までは順調に増加してきましたが、その後横ばいとなり、平成22（2010）年頃をピークとしてその後は減少に転じています。また、人口動態を見ると、社会動態では人口転出数が転入数を上回る「社会減」が以前から続いているが、自然動態でも平成24（2012）年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」になっており、この傾向が続くものと見込まれます。平成27（2015）年には、65歳以上人口の比率が25.9%を占め、人口の高齢化が進んでいます。また、平成30（2018）年、国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の将来人口については、今後40年間で4万人程度の急速な人口の減少が示されています。



出典 檜原市第4次総合計画

図7 年齢別人口の推移

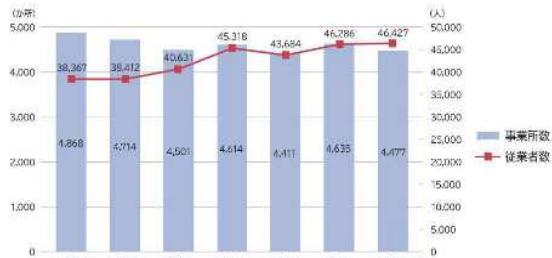


出典 檜原市第4次総合計画

図8 将来人口の推移

(3) 産業

市内の事業所数は横ばいで推移していますが、従業者数は増加を続けており、雇用の機会が徐々に拡大しています。

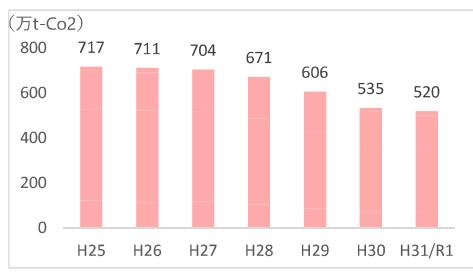


出典 檜原市第4次総合計画

図9 事業者数・従業者数の推移

地球温暖化

(1) 温室効果ガス排出量

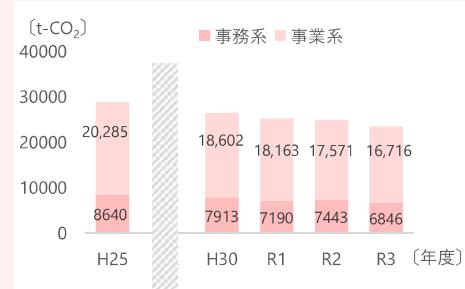


出典 環境省ホームページ

図10 市内の温室効果ガス排出量（推計）の推移

推計値ではありますが、市域内で発生した温室効果ガス排出量については、減少傾向にあります。一方で令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比46%減を達成するには、更なる排出抑制が必要です。

市役所業務における排出量は、事務系・事業系ともに減少傾向にあり、令和3（2021）年度の排出量は事務系：6,846t-CO₂、事業系16,716t-CO₂となっています。平成25（2013）年度の排出量と比較すると、事務系：1,794t-CO₂、事業系3,569t-CO₂が減少していますが、平成25（2013）年度比46%減を達成するには、未だ排出抑制が必要です。



市役所業務に係る温室効果ガス排出量

(2) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの導入容量及び導入件数は平成27（2015）年3月から令和3（2021）年3月までの7年間で順調に伸びております。



資源エネルギー庁ホームページより作成

図11 再生可能エネルギー導入容量・導入件数（橿原市）

クリーンセンターかしらは、廃棄物処理施設であるとともに奈良県下では発電能力を有する数少ない施設であり、再生可能エネルギーとしての売電も行っています。売却電力量 (kWh)は毎年千万kWhを超えており、令和3年度実績は約1,298万kWh（うち、FIT分は約708万kWh）でした。これは、一般家庭約4,365世帯分が1年間で消費する電力量に相当します。また、発電以外にも、隣接する市の施設であるシルクの杜に令和3年度実績として約4,267GJ熱供給をしています。これは、一般家庭の浴槽で約547世帯が1年間で使用する熱量と同じです。



クリーンセンターかしら

(3) 気候変動

気象庁によると、奈良県では年平均気温が50年あたり約1.0°C上昇しています。猛暑日や熱帯日の日数についても、1990年代以降の発生数は特に多くなっています。

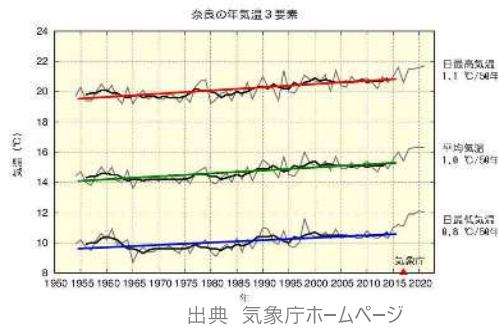


図12 奈良の年平均気温

循環型社会

(1) 一般廃棄物発生量

本市の一般廃棄物発生量は全体として減少傾向にあり、令和3（2021）年度には40,775t、1日一人あたり量では929g/人・日となっています。

一方で、資源回収量は全体として減少傾向にあり、令和3（2021）年度には4,787t、資源化率は11.74%となっています。先述した発生量全体の減少と相まって資源回収量も減少しており、資源化率も低迷しています。一方で、第2章「循環型社会」(1)にもあるとおり、市内においてもリユースへの意識は高まっているものと予測されます。

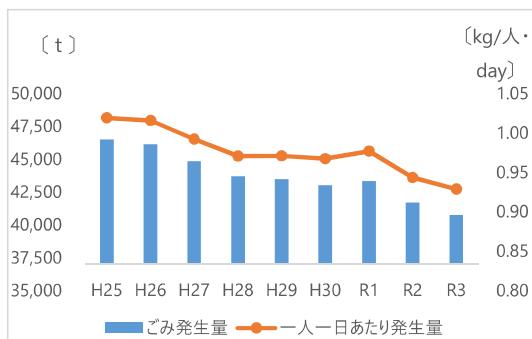


図13 檜原市のごみ発生量と1日一人あたり発生量

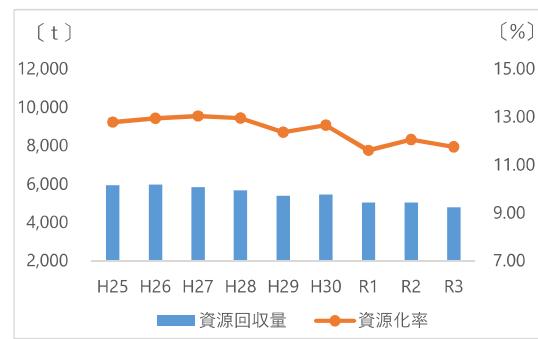


図14 檜原市の資源回収量と資源化率

自然環境

(1) 大気環境

大気汚染防止法第22条には「都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。」とされています。大気汚染状況を把握するため、自動車排出ガスによる影響を調査する目的で、奈良県が市役所に自動車排出ガス測定局を設置しており、これにより平成2（1990）年2月1日より測定を実施しています。

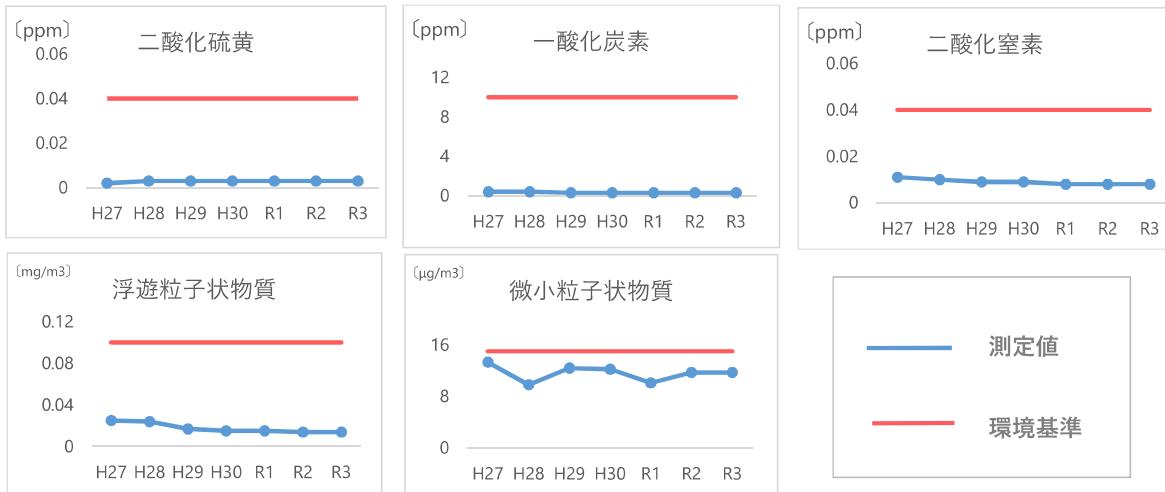


図15 檜原市の気象環境

大気汚染防止法第23条の規定に基づき、光化学オキシダントに係る緊急時に対処するため「檜原市光化学スモッグ発生時緊急対策要領」を定め、県から「予報」「注意報」「警報」「重大警報」の区分で通報があれば、ただちに市内の教育施設、消防署などに連絡し、市の公共施設に旗を揚げるとともに、有線放送のある施設はそれを利用して、周知を図っています。



(2) 水質

公共用水域の水質汚濁に係る環境上の目標として、国が人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準を設定しています。

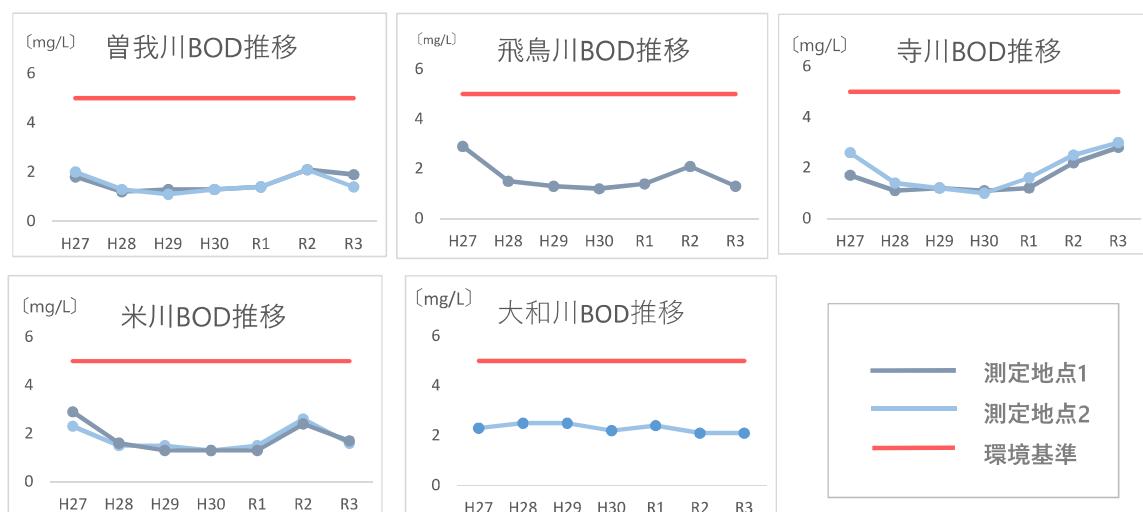
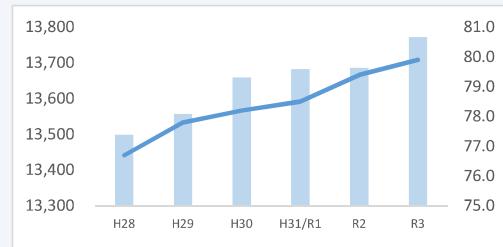


図16 檜原市の河川の水質

河川汚濁の原因の大半を生活排水が占めており、河川を浄化するには、公共下水道の整備と併せて、各家庭から排出される生活排水を抑制することが極めて重要な課題となっています。下水道普及率は順調に増加し、また合併浄化槽の整備についても着実に進んでいるといえます。



橿原市の合併浄化槽、下水普及率の推移

(3) 自然・歴史遺産

藤原宮跡、今井町・八木町などの町並み、そして大和三山や飛鳥川等の自然・歴史的景観との調和を図るため、「橿原市景観条例」、「橿原市景観計画」、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、景観規制及び古都における歴史的風土を保存するための規制を行っています。

(4) 生物多様性

平成25（2013）年3月に奈良県が策定した「生物多様性なら戦略」によると、奈良県には約9,000種の脊椎動物・昆虫類・維管束植物が確認されています。また、平成29（2017）年3月には、橿原市、高取町、明日香村の3市町村により、生物多様性飛鳥地域戦略を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを総合的かつ計画的に進めています。

環境意識

(1) 環境保全活動

環境保全活動として多くの市民団体等により環境美化活動、リサイクル活動等が営まれています。

特に、自治会による地域清掃活動、ごみの集積所における分別活動等は、循環型社会や快適な生活環境や自然環境の形成を下支えするだけでなく、海洋プラスチックごみ対策としても有益な活動です。本市では、全国的に見ても高い自治会加入率を誇るため、非常に多くの市民の方が環境保全活動を実施しているものと考えられます。

また、橿原市地球温暖化対策地域協議会など環境活動団体との協働体制のもとで、各種の事業を実施しています。

(2) 環境学習

地球温暖化、リサイクルに関する出前講座の実施を行い、また、ホームページやSNSやパンフレットを駆使して情報発信を行っています。

将来を担う子どもたちに対しては、学校での環境教育、小中学生を対象とした夏休み環境講座の実施、また、環境施設における施設見学の受け入れ等実施しています。

第3章 基本目標

1 総合計画における環境政策の目標

令和3（2021）年3月を初年度とする「樋原市第4次総合計画」においては、環境分野に関する政策の目標を、「みんなが安全に、快適な環境で生活できるまち」と設定しています。

また、地球環境のテーマにおける目指す姿として、「市民が環境保全と資源循環に高く関心を持ち、環境負荷の少ない持続可能な社会を築いています。」と設定し、生活環境のテーマにおける目指す姿として、「市民が良好な生活環境で暮らすことができています。」と設定しています。

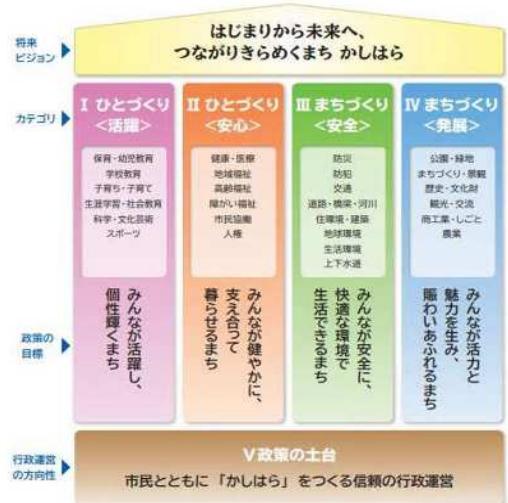


図17 市総合計画における政策目標

2 基本目標

総合計画に掲げる政策目標を踏まえ、本計画が対象とする範囲に示した分野に対応した4つの基本目標を定め、施策・取り組みを推進します。

基本目標1

脱炭素社会の構築と気候変動への適応

基本目標2

循環型社会の促進

基本目標3

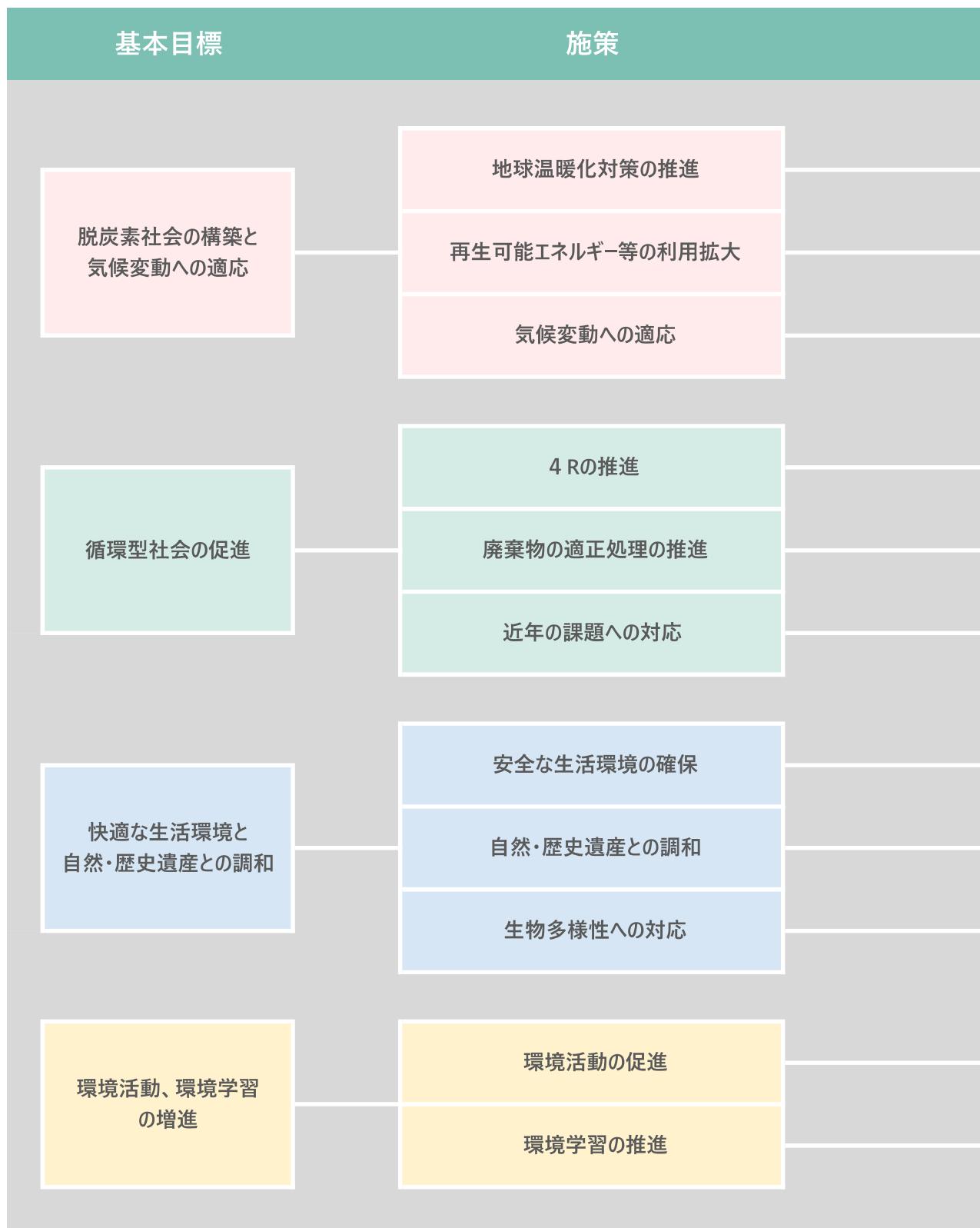
快適な生活環境と自然・歴史遺産との調和

基本目標4

環境活動、環境学習の増進

第4章 施策

1 施策体系



主な取り組み		関連するSDGsのゴール
①省エネルギー行動等の促進	②市役所における地球温暖化対策の推進	
①再生可能エネルギー等の普及・啓発	②ごみ焼却施設における再生可能エネルギー等の推進	
①自然災害へのリスク軽減	②健康への影響に関する対策の推進	
①4R普及・啓発	②資源回収の推進	
①安定的なごみ処理体制の確保	②計画的な処理施設の整備	
①災害廃棄物の処理体制の確保	②プラスチックごみ、食品ロス等に関する普及・啓発	
①水質の環境基準の維持	②騒音、振動、悪臭の環境基準の維持	
①河川清掃活動、美化活動の推進	②歴史景観保全のための誘導	
①生物多様性の保全活動の推進		
①環境実践活動の推進	②環境啓発のデジタル化の推進	
①学校における環境教育の推進	②市民等の環境学習の推進	

2 施策

本稿の構成

基本目標1

脱炭素社会の構築と気候変動への適応

2050年カーボンニュートラルの実現。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の差分に向け挑戦し続けること。また、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。カーボンニュートラルを目指すことを我が国は宣言しました。

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減を加速させることは重要である一方で、このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難であるため、それらを可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決が重要と言われています。

また、気候危機が叫ばれる現在、その影響による被害を回避、軽減に向けた適応策を進めることも重要となっています。

指標 桐原市地球温暖化対策推進実行計画に定める指標

施策

取組

地球温暖化対策の推進

- ①省エネルギー行動等の促進
環境性能の高い製品、技術の普及・啓発
省エネルギー行動の意識醸成
- ②既設戸における地球温暖化対策の推進
地球温暖化対策の推進
環境性能の高い製品、技術の導入
省エネルギーを追求した建築改修、省電力機器

再生可能エネルギー等の利用拡大

- ①再生可能エネルギー等の普及・啓発
太陽光発電システム、蓄電池等の導入支援等
- ②ごみ焼却炉等に付ける再生可能エネルギーの推進
余熱利用の促進

気候変動への適応

- ①自然災害へのリスク軽減
洪水や災害への対策
- ②徳島への影響に関する情報の発信
啓発、新規対応策



「基本目標」

総合計画に掲げる政策目標を踏まえ、本計画が対象とする範囲に示した分野に対応した目標。

「指標」

基本目標の達成を測る基準。

個別計画が存在する場合は、その指標の内、市が定める最適なもの。

「施策」

基本目標を達成するために、実施する対策。

「関連するSDGsのゴール」

施策とその取組に関連するSDGsのゴールを示しています。

地球温暖化対策の推進

関連するSDGsのゴール

①省エネルギー行動等の促進

環境性能の高い製品、技術の普及・啓発

(取り組みの例)

- 自治会によるLED防犯灯の設置に対し補助を行います。
- 既存木造住宅における省エネルギーと健康に配慮した改修工事への補助を行います。
- 省エネルギー等が認定基準に定められる長期優良住宅の認定などにより、環境性能の高い機器、設備の導入を促します。
- 次世代自動車、ZEH住宅等最新の概念や技術について、市民に情報提供を行います。

省エネルギー行動の意識醸成

(取り組みの例)

- 桐原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかはら）などの協働体制のもとで、市民の省エネルギー行動を喚起できるような事業を実施します。
- 省エネルギー行動を促進するデジタルサービスについて、積極的に普及・啓発を行います。



図10 エコライフかはらとの節電キャンペーン



出典 環境省COOL CHICE
しんきょうさん

環境省がWEB上に公開している省エネ製品買替ナビゲーション。新たに購入する機器のデータを入力することで、買い替え時の省エネ効果を簡単に知ることができます。

「（取り組みの例）」

施策の推進につながる取り組みを例示しています。

なお、取り組みの内容については、社会状況や環境情勢を考慮して、柔軟に対応ていきます。

基本目標 1

脱炭素社会の構築と気候変動への適応

2050年カーボンニュートラルの実現、また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けること、また、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを我が国は宣言しました。

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減を加速させることは重要である一方で、このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難であるため、それらを可能とする革新的技術の開発普及などイノベーションによる解決が重要と言われています。

また、気候危機が叫ばれる現在、その影響による被害を回避、軽減に向けた適応策を進めることも急務となっています。

指標　橿原市地球温暖化対策推進実行計画に定める指標

施 策

地球温暖化対策の推進

再生可能エネルギー等の利用拡大

気候変動への適応

取り組み

- ①省エネルギー行動等の促進
 - 環境性能の高い製品、技術の普及・啓発
 - 省エネルギー行動の意識醸成
- ②市役所における地球温暖化対策の推進
 - 地球温暖化対策の推進
 - 環境性能の高い製品、技術の導入
 - 省エネルギーを追求した業務改善、意識高揚
- ①再生可能エネルギー等の普及・啓発
 - 太陽光発電システム、蓄電池等の導入支援等
- ②ごみ焼却施設等における再生可能エネルギーの推進
 - 余熱利用の促進
- ①自然災害へのリスク軽減
 - 洪水等災害への対策
- ②健康への影響に関する対策の推進
 - 暑熱、熱中症対策

関連する
SDGs
のゴール



地球温暖化対策の推進



① 省エネルギー行動等の促進

環境性能の高い製品、技術の普及・啓発

(取り組みの例)

- LED防犯灯を設置する自治組織に対し補助を行います。
- 既存木造住宅における省エネルギーと健康に配慮した改修工事への補助を行います。
- 省エネルギー性等が認定基準に定められる長期優良住宅の認定等により、環境性能の高い機器、設備の導入を促進します。
- 次世代自動車、ZEH住宅等最新の概念や技術について、市民に情報提供を行います。

省エネルギー行動の意識醸成

(取り組みの例)

- 自転車や電車、バス等公共交通機関の利用等省エネルギーにつながる行動について普及啓発を行います。
- 横原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしさら）などとの協働体制のもとで、市民の省エネルギー行動を喚起できるような事業を行います。
- 省エネルギー行動を促進するデジタルサービスについて、積極的に普及・啓発を行います。



図18 エコライフかしさらとの節電キャンペーン



出典 環境省COOL CHICE

図19 しんきゅうさん

環境省がWEB上に公開している省エネ製品買替ナビゲーション。新たに購入する機種のデータを入力することで、買い替えた時の省エネ効果を簡単に知ることができる。

②市役所における地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の推進

(取り組みの例)

- 歩車道の分離や自転車・歩行者用道路の整備を行い、環境に配慮した交通手段である自転車利用を促進します。
- 学校給食で地域食材を活用する等、輸送エネルギーの減少につながる地産地消を推進します。
- 間伐や危険木等の伐採による森林整備事業等により、CO₂吸収機能等公益的機能の維持・保全に努めます。
- ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを活用し、発電を行うことで、施設内の電力をまかなう省エネと、再生可能エネルギーの売電を行います。
- 市域の温室効果ガスの削減に関する計画の策定を行います。

可燃ごみの広域処理

現在本市では、高取町と明日香村から発生する可燃ごみを処理する協定を結んでいます。この協定により、発電設備のない施設で処理されていた両自治体の可燃ごみが、発電設備を持つクリーンセンターへはらすことで、可燃ごみの持つエネルギーを回収し、電力として有効活用できるようになりました。

このように、本市は広域的な温室効果ガスの削減にも貢献しています。

環境性能の高い製品、技術の導入

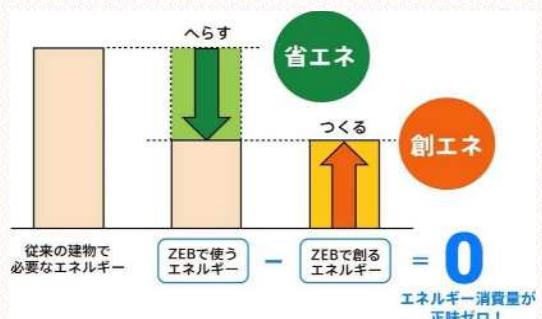
(取り組みの例)

- 環境配慮方針に基づく環境負荷の少ない電力の調達等を推進します。
- 太陽光発電システムの導入に加え、公用車への次世代自動車の導入、公共施設のZEB化等といった先端技術等について、先行事例を調査研究し、環境負荷の低い最適な手法の検討を図ります。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。



省エネルギーを追求した業務改善、意識高揚

(取り組みの例)

- 事業見直しや業務改善を行う等働き方改革を進展させるとともに、オンライン化、ペーパーレス化、テレワーク等業務のDX化を推進していきます。
- クールビズやエコドライブの実践、公用自転車の利用の促進、地球温暖化対策推進員の選定等、職員の環境意識を高める取り組みを推進します。

再生可能エネルギー等の利用拡大

関連する
SDGs
のゴール



①再生可能エネルギー等の普及・啓発

太陽光発電システム、蓄電池等の導入支援等

(取り組みの例)

- 家庭における再生可能エネルギーの利用拡大向け、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を支援します。
- 再生可能エネルギーに関する国や県の補助金、税制優遇制度等について市民に情報提供します。

②ごみ焼却施設等における再生可能エネルギーの推進

余熱利用の促進

(取り組みの例)

- 可燃ごみの焼却時に発生する熱エネルギーを活用し、周辺施設への熱共有やバイオマス発電施設としての電力供給を行います。また、廃棄物発電による社会に対する温室効果ガス削減効果は年間8,000t-CO₂を超えていたため、引き続き、安定的な運営を継続し余熱利用を推進していきます。



図20 クリーンセンターかしら 蒸気タービンと発電機

気候変動への適応

関連する
SDGs
のゴール



①自然災害へのリスク軽減

洪水等災害への対策

(取り組みの例)

- 気候変動の実態やその影響等について、ホームページやSNS等を活用して市民に周知・啓発を行います。
- 歩道整備を行う際、透水性舗装を進めます。
- 洪水ハザードマップの周知・啓発を行います。

②健康への影響に関する対策の推進

暑熱、熱中症対策

(取り組みの例)

- 暑熱対策として、公共施設の緑化（グリーンカーテンを含む各種の緑化）を推進します。
- 市ホームページ等を通して、熱中症に対する注意喚起等を行います。
- 風通し、打ち水、断熱等先人の知恵を活かすような普及・啓発を行います。

緩和と適応

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸收量を増加させる）「緩和」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

「適応」には、海面上昇に対する高い堤防の設置や、暑さに対応するためのクールビズなどが例としてあげられます。

The infographic is divided into two main sections: '緩和とは?' (What is Mitigation?) on the left and '適応とは?' (What is Adaptation?) on the right, centered around a globe.

緩和とは? (Mitigation)
- 原因を少なく
- 節電・省エネ
- OFF (電気消し)
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応とは? (Adaptation)
- 影響に備える
- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

A central box contains the text: "気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。" Below this, another box states: "緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。"

出典 気候変動適応情報プラットフォーム

基本目標 2

循環型社会の促進

第四次循環型社会形成推進基本計画に示される通り、我々はできるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食料や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せる循環型社会を構築することが目指す道であるとされています。

引き続き、3R政策の推進を行うとともに、Refuse（リフューズ…断ること）の普及・啓発、また、プラスチック廃棄物問題、食品ロス問題、災害廃棄物対応といった近年の課題への対応が求められます。

指標 一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）に定める指標

施 策

取 り 組 み

4 R普及・啓発

① 4 R普及・啓発

4 Rの普及啓発

実践行動の促進

② 資源回収の推進

資源回収の推進

廃棄物の適正処理の推進

① 安定的なごみ処理体制の確保

社会状況に応じたごみ収集

廃棄物処理施設の安定した運営

② 計画的な処理施設の整備

計画的な処理施設の整備

近年の課題への対応

① 災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物の対策

② プラスチックごみ、食品ロス等に関する普及啓発

新しい廃棄物問題への対応

関連する
SDGs
のゴール



4 Rの推進

関連する
SDGs
のゴール



① 4 R普及・啓発

4 Rの普及・啓発

(取り組みの例)

- 4 Rについて、普及啓発を行います。

4 R

3 R に Refuse (リフューズ) の頭文字Rを加えた概念。

3 R : Reduce (リデュース) 、Reuse (リユース) 、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称。

Reduce (リデュース) : 製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。

Reuse (リユース) : 使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。

Recycle (リサイクル) : 廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

Refuse (リフューズ) : ごみになるものを家庭にもちこまないこと、不必要なものは買わないこと。

- ・マイバッグを持ち歩いて、レジ袋を断る。
- ・過剰包装を断る。
- ・不要なパンフレット等は受け取りを拒否する。
- ・マイはし、マイボトルを活用する。

実践行動の促進

(取り組みの例)

- SNSサービスであるごみ分別アプリ、全世帯対象のごみ出しパンフレット等を市民に提供し、ごみの適切な分別について、更なる定着を図ります。
- 指定ごみ袋有料制度により、ごみの減量を図ります。
- 家庭から排出される生ごみを処理するために家庭用生ごみ処理機又は生ごみ処理容器を設置するものに対し、補助を行います。
- リサイクルフェア・リサイクルブックコーナーの実施、子ども服やマタニティ服のリユースを実施し、資源の有効活用とごみの減量意識を高めます。
- フリーマーケットアプリ等の活用といった新しいリユース活動、無駄なものは買わない、大切に物を使う等といった古くからのエコ行動等についても奨励します。

かしはらごみ分別アプリ

かしはらごみ分別アプリは、ごみ分別方法を調べられるごみ分別事典、ごみ出し忘れを防ぐ収集日通知機能、その他よくある質問やお知らせ機能等ごみ出しの際に役立つ機能や情報が盛り込まれたアプリで、日本語はもちろん、英語・中国語・韓国語にも対応しています。

このアプリは、平成31年1月にリリースしましたが、日々利用者が急増しており、令和4年12月末時点では、**20,000**件近くもの市民の方からダウンロードいただく等、大好評のアプリとなっています。



②資源回収の推進

資源回収の推進

(取り組みの例)

- 資源の集団回収を自主的に行う地域住民団体に対し報償金を交付します。
- 市の一部施設に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電の無料回収を行います。
- 雑がみの分別回収や羽毛布団のリサイクル等について、積極的に広報啓発を行います。
- ごみ分別アプリやパンフレット等による広報啓発により、ごみと資源の分別意識を高めます。

廃棄物の適正処理の推進

関連する
SDGs
のゴール



①安定的なごみ処理体制の確保

社会状況に応じたごみ収集

(取り組みの例)

- 高齢者等を対象とするごみ出しの支援等社会構造の変化に応じた収集サービスを提供します。
- ごみ収集作業員における、感染症等による大規模な欠勤を想定した、全庁的な応援体制を整備します。

廃棄物処理施設の安定した運営

(取り組みの例)

- 廃棄物処理施設における処理不適物の搬入の抑制、一般廃棄物収集運搬業者の監督、不適切な処理を行っている業者に対し、適切な行政指導、処分を行います。
- 長期包括運営委託業者により運営がなされている廃棄物処理施設については、的確なモニタリングを継続し、また事業の継続性を安定的に確保します。

②計画的な処理施設の整備

計画的な処理施設の整備

(取り組みの例)

- 新施設の整備に向けて、調査研究を行うとともに、令和4年度より一般廃棄物処理施設整備基金を積み立てることで、安定的な財源を確保します。

近年の課題への対応

関連する
SDGs
のゴール



①災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物の対策

(取り組みの例)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保、災害後における迅速・円滑かつ適正に廃棄物処理を行うための対策を推進します。
- 災害廃棄物処理の協力に関する協定に基づき、災害時における災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理を行うことで、市民の安全・安心な生活環境を確保します。

②プラスチックごみ、食品ロス等に関する普及啓発

新しい廃棄物問題への対応

(取り組みの例)

- マイバッグの利用推進、過剰包装等を拒絶するリフューズの推進、プラスチックごみ減量につながるライフスタイルについて、普及・啓発を行います。
- 食品ロスについてホームページやアプリ等を活用し、普及・啓発を行います。

食品ロス削減に向けた省庁による普及・啓発



「てまえどり」

消費者の日頃のお買い物の中で、購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を選択する「てまえどり」を行っていただくことで、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されます。

食品ロス削減に向けた省庁による普及・啓発

「すぐたべくん」

「すぐに食べる」商品については、賞味期限や消費期限がより長い商品を選択的に購入するのではなく、陳列順に購入することが挙げられます。「すぐたべくん」は、このような消費行動を消費者に訴えかけるキャラクターです。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

「ろすのん」

食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民が連携して食品ロス削減に向けた国民運動を展開します。食品ロス削減国民運動のロゴマーク（ろすのん）は食品ロス削減に取り組む皆様にお使いいただけます。

基本目標 3

快適な生活環境と自然・歴史遺産との調和

本市は、万葉の時代を偲ばせる大和三山がそびえ、藤原宮跡を筆頭に歴史文化遺産も数多く存在する等、豊かな自然環境に恵まれています。

快適できれいな生活環境を確保するとともに、豊かな自然や生物多様性を保全し、また、歴史遺産とも調和したまちづくりを行う必要があります。

指標

一般廃棄物処理計画（生活排水処理基本計画）・

生物多様性飛鳥地域戦略に定める指標

施 策

取 り組み

安全な生活環境の確保

①水質の環境基準の維持

[水質の環境基準の維持](#)

②騒音、振動、悪臭の環境基準の維持

[騒音、振動、悪臭の環境基準の維持](#)

自然・歴史遺産との調和

①河川清掃活動、美化活動の推進

[河川清掃活動、美化活動の推進](#)

[啓発、パトロール](#)

②歴史景観保全のための誘導

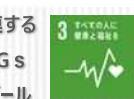
[歴史景観保全の推進](#)

生物多様性への対応

①生物多様性の保全活動の推進

[生物多様性の保全活動の推進](#)

関連する
SDGs
のゴール



安全な生活環境の確保



①水質の環境基準の維持

水質の環境基準の維持

(取り組みの例)

- 飛鳥川流域の市町村と連携して、廃食用油拋点回収事業や街頭キャンペーン等の啓発活動の普及促進と併せて、水質や騒音等の現状調査を行います。
- 公共下水道の効率的な整備と単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 定期的な水質調査を継続することで、河川の適切な管理を行います。

②騒音、振動、悪臭の環境基準の維持

騒音、振動、悪臭の環境基準の維持

(取り組みの例)

- 騒音・振動については、工場・事業場、建設作業などに対し、規制基準等の指導を行います。
- 悪臭については、工場・事業場に対し、規制基準等の指導を行います。

自然・歴史遺産との調和



①河川清掃活動、美化活動の推進

河川清掃活動、美化活動の推進

(取り組みの例)

- 市内の一級河川の清掃活動を行う自治会等に対し、報償金の交付を行います。
- 自治会等が実施する公道・公園・河川・水路掃除に際しボランティアごみ袋を配布します。
- 市内にある多数の公園、緑地において地元自治会等と管理協定により、地域住民による草刈、清掃活動を支援します。
- 大和三山風景林協議会や参道の森美化協議会を運営し、住民と協働して美化活動を実施します。



図21 河川清掃活動

啓発、パトロール

(取り組みの例)

- ごみのポイ捨て、不法投棄を防止するため、啓発看板等を自治会に無償配布し、不法投棄パトロールを行います。

②歴史景観保全のための誘導

歴史景観保全の推進

(取り組みの例)

- 風致地区や歴史的風土保存区域および歴史的風土特別保存地区を指定し、許可基準を設けることで、歴史的風致、景観の保全を行います。
- 檜原市全域を景観計画区域とし、地域特性に応じたエリアを指定し、それぞれに景観形成基準を定め、景観の保全を行います。
- 檜原市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の掲出に許可基準を設けることで、景観の保全を行います。

生物多様性への対応

関連する
SDGs
のゴール



①生物多様性の保全活動の推進

生物多様性の保全活動の推進

(取り組みの例)

- 季節別に見られる昆虫や植物のマップをテキストとした自然観察会や研修会の開催を行います。
- 飛鳥地域内に生息する昆虫について定期的に調査を行います。
- 生物多様性に関する学習支援を行います。

基本目標4

環境活動、環境学習の増進

現在の環境問題は、気候変動や生物多様性の損失、海洋汚染等といったように国や地域を超えた問題となっています。

社会全体で環境への関心を高め、環境に配慮した生活や行動ができるようライフスタイルの転換を促進する必要があります。

一方で、近年では、デジタル化が進展したことから、環境学習の方法も多様化していくものと考えられます。

指標

ホームページの環境啓発ページの閲覧数 10,000 アクセス

環境出前講座等参加者数 1,000 人

施 策

環境活動の促進

①環境実践活動の推進

環境実践活動の推進

②環境啓発のデジタル化の推進

SNSの活用、デジタル化の推進

環境学習の推進

①学校における環境教育の推進

学校における環境教育の推進

②市民等の環境学習の推進

SNSの活用等

職員による環境学習の促進

関連する SDGs のゴール



環境活動の促進

関連する
SDGs
のゴール



①環境実践活動の推進

環境実践活動の推進

(取り組みの例)

- エシカル消費等環境に配慮した消費行動について、普及・啓発を行います。
- 大和川一斉清掃等環境美化活動等について、普及・啓発を行います。
- 自治会等が実施する清掃活動、泥上げ等環境美化活動、資源の集団回収等を支援します。
- 地元自治会等との管理協定を締結し、連携して市内にある多数の公園・緑地の清掃管理を行います。

エシカル消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。エシカルとは倫理的、道徳的という意味で、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことが重要です。

例えば、認証ラベル付きの商品、地産地消品、オーガニック商品等を選ぶことやエシカルファッショングの選択等があげられます。

認証ラベルとは…



エコマーク

生産から廃棄にわたり環境への負荷が少なく、環境保全に役立つ商品に付けられる。



有機JASマーク

農薬や化学肥料を控え、自然界の力で生産された食品に付ける。



伝統マーク

地域に根付き継承されている技術等国指定の伝統的工芸品のシンボルマーク。

②環境啓発のデジタル化の推進

SNSの活用、デジタル化の推進

(取り組みの例)

- ごみ分別アプリ等環境行動の実践につながるSNS等について、普及・啓発を行います。
- 環境行動の変革に役立つ啓発ツール等について、普及・啓発を行います。
- 環境省等による環境行動の実践につながる啓発動画をとりまとめたページ等を活用して、効率的かつ効果的に情報発信を行います。

環境学習の推進

関連する
SDGs
のゴール



①学校における環境教育の推進

学校における環境教育の推進

(取り組みの例)

- 市として近畿ESDコンソーシアムに参加し、近畿地方のESD推進の拠点づくりに協力します。
- 学校におけるリサイクル活動や美化活動など、児童・生徒による環境活動を促進します。
- SDGsの視点を取り入れた「木育」の推進に取り組む等、ESDの考え方を盛り込んだSDGsにつながる教育活動を進めます。
- 給食残量調べや食育授業等の実施、田畠を利用した作物の栽培等、食品ロスや地産地消に関する教育を推進します。
- 小学4年生を対象とした、環境施設の施設見学等についてデジタルコンテンツによる対応も検討します。



図22 給食残量調べの状況

②市民等の環境学習の推進

SNSの活用等

(取り組みの例)

- 環境学習に資するSNS等について情報発信を行います。
- 環境省等が発信する環境啓発ページや動画をとりまとめたページを作成する等、初学者等が効率よく学べるように情報発信を行います。
- 環境団体等と連携して環境に関する出前講座を実施します。

職員等による環境学習の促進

(取り組みの例)

- 市職員への環境に関する研修の実施、外部研修会への参加や教育部門への情報提供等環境に関する知識を高めます。

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内の連携・協力

本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、関係部署と連携、協力して全庁的に環境施策に取り組みます。

市民、事業者、学識経験者で構成される権原市環境審議会において、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するほか、また、本計画について客観的な審議をしていただきます。

(2) 多様な主体との連携・協働

市民、事業者等が参画する環境保全に関わる様々な活動組織と連携・協働していきます。

(3) 広域的な連携のネットワーク

全国の様々な自治体と市が連携・協働し、市民・事業者の参画も得ながら、双方の地域の環境保全や交流、活性化につながる取り組みを推進します。

2 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、各年度の施策の点検・評価と、社会情勢の変化に応じた見直しの2つのPDCAサイクルにより継続的な改善を図ります。

(1) 各年度における施策の点検・評価

権原市環境審議会において、毎年度、各施策の進捗状況を市から報告し、進捗を点検・評価することとします。

(2) 社会情勢の変化に応じた見直し

社会情勢に大きな変化があった場合は、権原市環境審議会の意見を聴取した上で、計画の見直しを行います。

資料編

1 檜原市環境基本条例

平成24年9月26日
条例第21号

檜原市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境に関する基本的な計画の策定（第7条・第8条）

第2節 良好的な環境を保全し、及び創造するための施策（第9条～第13条）

第3章 参画及び協働のための施策（第14条～第16条）

第4章 推進体制（第17条）

附則

檜原市には、万葉集に詠まれた大和三山、飛鳥川や曾我川、また、日本で初めての本格的な都城であった藤原京など、歴史的、文化的な遺産が数多くあります。このことは、古来、この檜原の地が豊かな自然に恵まれ、人々の生活に適した良好な環境であったことを示しています。

しかしながら、過去の良好な環境が、現在、そして将来の良好な環境を保証するものでないことは言うまでもありません。私たちが生活する上で適した環境は、私たちが日々努力することでつくり出し、次の世代へと継承していくものです。

万葉の時代から年月は移ろい、近年、私たち人類は、社会経済活動において飛躍的な規模の拡大を果たしましたが、同時に、それは、環境に過剰な負荷を与えるものもありました。その結果、地球温暖化を始めとした様々な環境問題を引き起こし、私たち人類を含む多種多様な生物の存続に必要な基盤が侵食されつつあります。

私たちは、だれもが健康で文化的な生活や、住み良い安心できる社会を望んでいます。それならば、私たちは、一人一人がこの檜原の地はもとより、私たち人類の存続の基盤である素晴らしい地球環境についても、積極的にその環境の保全に努めるべきです。

そのためには、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの在り方とその環境への影響力を自覚し、自主的かつ積極的に環境の保全に対してその役割を果たし、相互に協力し連携するとともに、社会経済活動と調和を図りつつ環境の負荷を低減し、地球環境の保全まで視野に入れ、持続的に発展することができる社会の実現に取り組むことが求められます。

ここに、万葉の昔から、この檜原の地に受け継がれてきた豊かな自然の継承を指標として、健康で文化的、かつ、安心で安全な生活の基盤となる良好な環境を保全し、後世に引き継ぐため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、権原市（以下「市」という。）において良好な環境を保全し、及び創造するための基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）における用語の定義の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 良好的な環境 現在及び将来の市民が健康で文化的、かつ、安心で安全な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (2) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止又は自然の恵みの確保その他の良好な環境の維持にとどまらず、積極的に良好な環境をつくり出すことをいう。
- (3) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 市民団体 環境の保全及び創造のための活動等を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的として、市民を中心に組織された団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び市民団体をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在の市民が良好な環境を享受できるようにするとともに、当該良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを最大の目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的、かつ、安心で安全な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、生物の多様性を損なうことなく、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民等及び事業者が自らの環境への負荷及び影響を自覚した上で、その役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的、かつ、安心で安全な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら行う事務事業の執行に当たっては、環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国、奈良県その他の地方公共団体と連携して、その推進に努めなければならない。
- 4 前3項に掲げるもののほか、市は、市民等及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出その他日常生活における環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任及び負担において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するための必要な措置を講ずるとともに、資源及びエネルギーの有効な利用並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全及び創造に積極的に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において、環境の保全及び創造に支障を及ぼす事象が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。

3 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境に関する基本的な計画の策定

(環境総合計画)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化への対策を含めた環境についての基本的かつ総合的な計画（以下「環境総合計画」という。）を定めるものとする。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第13条に規定する権原市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(年次報告等)

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 良好的環境を保全し、及び創造するための施策

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、環境への負荷の低減を図り、資源及びエネルギーの有効な利用の推進に努めなければならない。

(地球温暖化対策の推進)

第11条 市は、地球環境の保全における地球温暖化対策の重要性に鑑み、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、国、奈良県その他関係する機関及び市民団体と連携し、又は協働して、地球温暖化対策に関する施策を積極的に推進するものとする。

(指導等の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図る上での支障を防止するため、その原因となる行為に対し、指導、助言その他の措置を講じなければならない。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定その他の措置を講じなければならない。

(審議会)

第13条 環境基本法第44条の規定に基づき、市域における環境の保全に関する基本的事項を調査及び審議するため、権原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第3章 参画及び協働のための施策

(環境教育等の推進)

第14条 市は、市民等及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動意欲が増進されるように、環境に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、環境教育等の推進並びに市民等及び事業者の自発的な活動の促進に必要な情報を提供するものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に資する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等及び事業者の意見を適切に反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、調整するために必要な体制を整備するものとする。

附 則（抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 策定の経緯

- 令和3年8月4日 環境審議会
計画策定の進め方について、報告。
- 令和4年8月23日 環境審議会（書面開催）
計画（骨子案）について、審議。
- 令和4年10月7日 檜原市地球温暖化対策地域協議会
計画（素案）について、意見募集。
- 令和4年10月26日 庁議報告
計画（素案）について、全所属に意見聴取。
- 令和4年12月2日 環境審議会
計画（素案）について、審議。
- 令和4年12月 市議会報告
- 令和4年12月23日 パブリックコメント 開始
- 令和5年1月23日 パブリックコメント 終了
- 令和5年2月9日 環境審議会
計画（最終案）について、審議。
- 令和5年3月 市議会報告
計画公表

3 檜原市環境審議会

■ 檜原市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、檜原市環境基本条例（平成24年檜原市条例第21号）第13条の規定に基づき、檜原市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境に関する学識経験者
- (2) 市の環境に関する団体を代表する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任されることがある。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定に関わらず、審議会が重要な議事について調査及び審議を継続している場合に限り、市長は、相当の期間を定めて委員の任期を延長することができるものとする。ただし、1年を超えることはできない。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境政策課において行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第35号抄）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月16日規則第46号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の檜原市環境審議会規則の規定は、この規則の施行の際現に委嘱されている委員の任期から適用する。

樫原市環境審議会 委員名簿

分野	氏名	所属
学識経験者	久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
	榎村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
関係団体の代表	山田 祐己	飛鳥・樫原ユネスコ協会
	渕脇 大輔	樫原商工会議所（三和澱粉工業株）
	和多田 寛世	樫原市中学校教諭
公募市民	北浦 由香	奈良県地球温暖化防止活動推進センター
	紙本 洋吾	樫原市地球温暖化対策地域協議会
	当麻 潔	公募市民
	浦澤 和子	公募市民

(敬称略)

※本計画策定期の委員名を記載しております。

4 パブリックコメントの概要

実施概要

(1) 目的

権原市環境総合計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ長期的な施策の大綱として、市の環境面における最も基本となる計画です。

市は、平成25（2013）年3月に権原市環境総合計画を策定しましたが、令和4年度が計画期間の最終年度となっています。

この間環境情勢は急激に変化しています。世界では、地球環境の危機を反映してSDGsの採択やパリ協定の採択など、国際社会が一丸となって持続可能な社会の実現を目指しています。

(2) 公表した資料

権原市環境総合計画（案）、環境総合計画における各基本目標に対応する個別計画の指標について、【概要版】権原市環境総合計画（案）

(3) 意見の募集期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月23日（月）

(4) 意見を提出できる方

- ① 市内に在住する方
- ② 市外の方で、市内に在勤・在学する方
- ③ 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ④ 市税の納税義務者
- ⑤ 本計画（案）に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(5) 資料閲覧場所

分庁舎（ミグランス）1階ロビー、本庁舎北館1階ロビー、かしはらナビプラザ1階受付、保健福祉センター北館1階ロビー、かしはら万葉ホール1階ロビー、中央公民館1階、クリーンセンターかしはら1階ホール、リサイクル館かしはら1階ホール、権原市浄化センター1階ホール、市ホームページ、ロゴフォーム

(6) 意見提出方法

- ① 郵送
- ② 電子メール
- ③ FAX
- ④ 直接持参
- ⑤ オンライン（ロゴフォーム）

結果概要

(1) 意見提出状況

電子メールやWeb入力フォームにより、8名の方からご意見をいただきました。

意見の提出方法	人数
郵送	0
電子メール	1
FAX	0
直接持参	0
Web入力フォーム	7
(総数)	8

(2) 意見分類

ごみ出し等生活に身近な問題等について、15件のご意見をいただきました。

項目	意見数	意見のうち計画に反映したもの
計画全般（構成等）	4	1
基本目標1	1	0
基本目標2	6	0
基本目標3	2	0
基本目標4	0	0
その他	2	0
(総数)	15	1

4 用語解説

【英数字】

4 R	リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つのRの総称。
BOD	Biochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量（水中の有機物の代表的な汚染指標【生活環境項目】）生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/l）。河川の汚染度が進むほど、この値は高くなる。
COP	Conference of the Partiesの略で、「締約国会議」つまり「条約を結んだ国々による会議」のこと。
DX	デジタルトランスフォーメーション。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
ESD	Education for Sustainable Developmentの略で持続可能な開発のための教育のこと。持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。
FIT	フィット。再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けるもの。固定価格買取制度のこと。
GJ	ギガジュール。熱量の単位ジュール（J）の 10^9 倍。
kW・kWh	kW（キロワット）は現在の消費電力のこと。 $1\text{ kW} = 1,000\text{ W}$ 。kWh（キロワットアワー）は1kWの機器を1時間使用した時の消費電力量。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットで定められた、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

ZEH	ゼッチ。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率整備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。
【あ行】	
アプリ	アプリケーションの略（りやく）。OS（オーエス）の上で動くソフトウェアのこと。
エコドライブ	燃料使用量等を減らす運転技術や心がけ等環境に配慮した自動車使用のこと。
エシカルファッショニ	生産者の安全や生活を守り、環境にやさしいオーガニックコットン、リサイクル等の素材を使用したファッショニ。
オーガニック	農薬や化学肥料を使わないことを基本として育てられた野菜、果物等。有機。農薬や化学肥料を控えた飼料で育てられた有機畜産にも使われる。
オンライン化	インターネットに接続することで、オンライン上で作業や操作ができるようになること。
【か行】	
権原市環境基本条例	権原市において、良好な環境を保全し、及び創造するための基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例。
権原市第4次総合計画	権原市のまちづくりの基本的な方向と、各分野の行政経営の最上位の指針となる計画。
権原市地球温暖化対策地域協議会	権原市において、市民（市民団体等）・事業者・行政等の幅広い連携と協働により、地域の環境と地球の将来に寄与する積極的な実践活動を推進し、次世代に亘り、住み良い豊かな環境を目指すことを目的とする協議会。エコライフかはら。
環境配慮方針	権原市電力の調達に係る環境配慮方針のこと。温室効果ガスの排出を抑制するため、環境配慮契約法に基づき、環境に配慮した電力調達契約を締結するための小売電気事業者に求める評価基準等を定めた方針。
気候変動への適応	気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）こと。

近畿ESDコンソーシアム	奈良教育大学、奈良市教育委員会・橋本市教育委員会・彦根市教育委員会と共に連携し、近畿地方全域を視野に E S D 推進の拠点作りを行うもの。
クールビズ	室温の適正化とその温度に適した軽装などの取り組み。
クリーンセンター かしはら	橿原市のごみ焼却施設の名称。
光化学オキシダント	自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線によって光化学反応を起こして発生する光化学スモッグの原因物質の総称。
光化学スモッグ	光化学オキシダントが原因となり発生する大気汚染のひとつ。上空にもやがかかったような状態になり視界が悪くなること。
【さ行】 再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等自然の活動によって永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。
参道の森美化協議会	貴重な資産である橿原神宮苑線や「参道の森」の整備、保護・育成を行い、緑の環境向上に寄与するため、清掃活動や広報活動を行う協議会。
循環経済 (サーキュラーアコノミー)	従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。
資源化率	資源回収量を総排出量で除した割合（%）。本計画における資源回収量は、市が収集・処理し資源化した量に加え、集団回収により回収された資源物量、民間事業者により実施された食品リサイクル量を合計したもの。
省エネルギー	限りあるエネルギー資源がなくなることを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
シルクの杜	隣接するクリーンセンターの熱を有効に利活用するための施設であり、市民の介護予防・体力増強などの健康づくり、多世代交流、生涯学習などの機能をもつ施設。
【た行】 脱炭素	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

	長期優良住宅	長期優良住宅認定制度に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。
	テレワーク	「情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。
	導入容量／導入件数	太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける固定価格買取制度の下で買取が開始された容量、件数。
【な行】	ネットオークション	出品されている商品に希望者が入札し、指定期間内に最高価格を提示して落札した人が商品を購入できる仕組み。
【は行】	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、エネルギー・物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源は除かれます。）ことで、具体的には、農林水産物、稻わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	パブリックコメント	市の基本的な計画等を定めようする際に、あらかじめその案を公表し、広く市民等から意見、情報を募集する手続。
	パリ協定	平成 27（2015）年 12 月、パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、採択された2020年以降の新たな地球温暖化対策の国際的枠組み。
	風致地区	都市の風致を維持することを目的に、建築物などの建築、住宅の造成、木竹の伐採などの行為について必要な規制を行っている地区。
	フリマアプリ	スマートフォン等を使用してフリーマーケットのように個人が手軽に物品を出し、個人間で売買を可能にする専用のアプリケーションのこと。
	ペーパーレス化	情報を紙ではなく電子データで扱うこと。
【ま行】	モニタリング	事業期間にわたり、選定事業者が提供する公共サービスの水準を地方公共団体が監視(測定・評価)する行為。

【や行】	
	大和三山風景林協議会 大和三山の美しい歴史的な風景及び魅力ある自然環境を次世代に継承するため、関係機関との協働により、大和三山風景林の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進するため、市民・大学・行政などの協働により設立された協議会。
【ら行】	
	リサイクル Recycle。使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。
	リデュース Reduce。ごみを発生させないよう取り組むこと。
	リフューズ Refuse。ごみになるものを家庭にもちこまないこと、不要なものは買わないこと。
	リユース Reuse。一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のあるモジュール（部品）をそのまま再利用すること。
	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するため、開発行為が制限されるなど、古都における歴史的風土の保存が図られている地区・区域。この中でも特に重要な地域が「歴史的風土特別保存地区」として都市計画で決定されている。